預骨供養利用規則

(目的)

第1条 本規則は申込者(祭祀承継者、以下同じ)が指定する方(以下被供養者という)の で遺骨を宗教法人総持院(以下當山という)本堂内においてお預かりし(以下預 骨という)、その永代供養を適切に行なうことを目的とします。

(預骨手続)

- 第2条 当供養は當山檀信徒の方がご利用頂けます。
 - 2. 当供養を利用しようとする者(申込者)は、本利用規則に同意の上、所定の預骨 志納金を添えて預骨枠占用申込書(別紙)を提出し、預骨枠占用認証書の交付を受けてください(生前申込可)。
 - 3. 預骨枠占用認証書1件につき預骨枠1箇を占用でき、預骨枠1箇には二霊まで預骨できます。
 - 4. 第三霊目の預骨を希望される場合は新たな預骨枠占用申込が必要です。既に納められているご遺骨を預骨期間満了前に引き取られても、新たな預骨枠占用証書の取得なしに別のご遺骨を納めることはできません。
 - 5. 預骨枠には一霊あたり、被供養者の焼骨のみを納めた骨壺 1 箇と、位牌 1 牌を収納できます。それ以外のものを納めることはできません。
 - 6. 預骨の為の骨壺の大きさは最大 4 寸骨壺までとします。これよりも大きな骨壺は預入の際に 4 寸骨壺に変更して頂く必要があります。骨壺の変更の為の費用は別途申し受けます。尚、骨壺の変更の為に余剰のお骨が生じた場合には、お預かりした上で速やかに名古屋市千種区平和公園二丁目 308 番地にある當山合祀墓(以下合祀墓という)に改葬します。
 - 7. 預骨を行うには、預骨枠占用認証書と各市町村の発行する火葬(埋葬)許可証または改葬許可証と共に預骨申込書(別紙)を提出し、預骨証書の交付を受けてください。二霊目については所定の預骨志納金をお納めください。
 - 8. 預骨枠占用認証書の交付を受けたあと、被供養者のご遺骨を預骨する前であれば、 預骨を取りやめて預骨枠を返還することができます。このとき、既納の預骨志納金 は、事務手数料を差し引いて返却します。また、申込者に交付されていた当該預骨 枠に関する預骨枠占用認証書は無効となります。

(預骨期間)

第3条 預骨期間満了日は、預骨証書発行日から起算して満20年もしくは被供養者の23回忌のどちらか遅い方まで(同一の預骨枠に二霊を預骨なさっている場合は最後の方の預骨証書発行日から起算して満20年もしくは23回忌の最も遅い方まで)とします。

なお、23回忌とは、被供養者が亡くなられた年を1年目として23年目の命日を 指します。

- 2. 預骨期間満了後には、被供養者のご遺骨を合祀墓へ改葬し永代供養します。
- 3. 預骨期間満了後には、申込者に交付されていた当該預骨枠に関する預骨枠占用認証書は無効となります。

(預骨返納手続)

- 第4条 預骨されている被供養者のご遺骨が合祀墓へ改葬される前であれば、申込者は當山 より発行された預骨枠占用認証書と預骨証書を添えて預骨返納申請書(別紙)を提 出することによって、被供養者のご遺骨を引き取ることができます。この場合、預 骨志納金は返還されません。
 - 2. 預骨枠に納められていた預骨を申込者が全て引き取った時点で、申込者に交付されていた当該預骨枠に関する預骨枠占用認証書は無効となります。再び預骨なさりたい場合には、改めて第2条の手続きを行ってください。

(預骨延長手続)

第5条 被供養者のご遺骨が合祀墓へ改葬される前であれば、申込者は預骨期間の延長を随時申請することができます。延長は1年単位です。所定の預骨延長料金を添えて申し込んでください。

(管善管理義務)

- 第6条 被供養者のご遺骨は當山本堂内に安置し、當山が防犯・防災に努めて管理します。 また、臨済宗妙心寺派の教義に基づいて當山が供養を行います。
 - 2. 被供養者の生前の氏名・戒名・歿年月日は預骨祠堂名簿に記録され、當山はこれを保管します。
 - 3. 当該預骨供養の申し込みによって當山が知り得た祭祀継承者・被供養者に関する個人情報一切の取り扱いに関しては、個人の人格尊重の理念のもとに、関係法令等を遵守し、個人情報に対して十分な配慮を行うと共に大切に保護し、適正な管理を行うことに努め、當山預骨供養目的の範囲でのみ個人情報を利用します。また、法令に定める場合を除き、個人情報を事前に本人の同意を得ることなく外部に提供いたしません。

(位牌堂の使用)

- 第7条 預骨供養のための位牌・遺骨の安置場所は常時閉鎖されています。申込者及びその 関係者が立ち入ることはできません。
 - 2. お参りは本堂須弥壇上に安牌または安骨して行います。
 - 3. 本堂内での安牌・安骨等の儀式は當山住職(閑栖・副住職、若しくは當山住職から委託を受けた他寺住職を含みます)によって勤めます。その他の僧侶等による堂内での法要等の儀式は行えません。
 - 4. 本堂は仏教信仰の場所であることを尊重し、他者の信仰や感情を乱してはなりません。

(参詣方法)

第8条 お参り出来る時間は、毎日午前9時から午後5時迄としますが、住職が寺に居る時間に限ります。住職が留守の場合がありますので、お参りを希望される方は電話・メール等で必ず予約の上でお参りください。

(承継)

- 第9条 祭祀承継者は一身専属であり、民法第897条(祭祀に関する権利の承継)1、2項 に基づく承継がなされた場合に限りその使用権は移転し、その他の事由により他人 に預骨枠占用の権利を譲渡することはできません。
 - 2. 祭祀承継者死亡等による祭祀承継者に変更があった場合には速やかに所定の用紙にて届出てください。

(変更届)

第10条 申込者もしくは緊急連絡先者の住所・氏名等に変更があった場合は速やかにご連絡 ください。

(預骨枠占用認証の取り消し)

- 第11条 申込者ないしその関係者が本規則に違反した場合は、當山役員会での協議を経て、 預骨枠占用認証の取り消しを通告します。
 - 2. 第1項により預骨枠占用認証の取り消し通告がなされた場合、預骨枠占用認証 は直ちに失効します。既に預骨されているときは、申込者はこれを通告後1か月以 内に引き取らなければなりません。 その際、預骨志納金は返還されません。
 - 3. 第1項により預骨枠占用認証の取り消し通告がなされた後1か月を経過しても申込者が被供養者のご遺骨を引き取らないときは、當山は申込者に通知することなく当該被供養者のご遺骨を合祀墓に改葬し、位牌を焼却いたします。
 - 4. 合祀墓への改葬後は、ご遺骨の返還はできません。

(管善義務の例外)

第12条 天変地異等不可抗力・犯罪等による損害については當山はその責務を負いません。 2. 火事・地震など災害によって當山本堂あるいはこれに付属する施設が倒壊・消滅 し、かつ個々の遺骨が判別不能となった場合、その他預骨供養の継続が不能となっ た場合には、ご遺骨は合祀墓に改葬します。但し、供養は位牌などをもって本来の 供養年数の供養をします。

(その他)

- 第13条 墓地埋葬等に関する法律等現行法規が改正された場合ないし必要がある場合には本規則も改正されることがあります。
- 第14条 當山役員会によって規則を改定することがあります。
- 第15条 前項に記載のない事項についてはそのつど當山役員会が決定するものとします。
- 付 則 本規則は平成28年6月1日より施行します。

初 版 平成 28 年 6 月 1 日 平成 30 年 5 月 21 日 改定

同 意 書					
「預骨供養利用規則」に同意します。					
	年	月	日		
申 込 者					
氏 名			印		
住 所					

宗教法人 総持院

〒 456-0025

名古屋市熱田区玉の井町 7-20

TEL 052-682-3568

URL: https://soujiin.jp/?page_id=87

Mail: info@soujiin.jp

以下 総持院記入欄

預骨枠占用認証書番号	
預骨枠占用番号	